

「“協働”の考え方・進め方」についての書面ヒアリング結果について（案）

- 1 意見募集期間 令和3年9月8日（水）から29日（水）まで
- 2 周知方法 市ホームページ、メール配信サービス、市民活動サポートセンター登録団体へメール、市議会議員へのポスティング
- 3 意見提出方法 市ホームページ内アンケートフォーム、公共施設での受け取り（市役所本庁舎（市民自治推進課窓口、市政情報コーナー）、小出支所、辻堂駅前出張所、ハマミーナ出張所、香川駅前出張所、市民活動サポートセンター）
- 4 意見提出者 4名
- 5 意見内容 次の通り

（１）「“協働”の考え方・進め方」に関するご意見

【意見１】

市民活動を行うものが、「協働」を選ぶ場合・・・

障壁は、手続きが煩雑なこと

期待することは、市のシステムなどを活動の推進に活かすこと。例えば、広報、市の各セクションとの連携がスムーズに行え、活動に反映される。会場などの確実な確保など

上記があげられます。その上で、

「特定の側に一方的な負担を強いることのないよう・・・」について

市民活動は、ボランティアによるものが多く、それは「ボランティア」と言いながらも、ほとんどが「持ち出し」を伴うと言っても過言ではありません。

経費をはじめとする負担を考えると、市は、「善意の持ち出し」があることを大きな前提として捉える必要があります。

「相互理解」について

役所には異動があり、人が変わると取り組み方や、姿勢、進め方が変わることも多いようです。お互いの活動を理解するには、それまでの積み重ね、その分野の知見を深める努力は不可欠です。

「委託、補助」

市の財政が厳しいことから、切ることが前提の動きのように見えています。協働していける可能性はあるのでしょうか？

「後援」

これまでのところ、後援で具体的に得られる効果は、広報活動でした。しかし、広報ちがさきの形態などが変わり、残念です。社会的信用はもちろんありがたいですが、具体的に効果のあるものを見つけだしていただきたいです。

■市の考え方

これまでの協働推進事業は、協定による事業協力を前提としていたことから手続きの煩雑さが課題のひとつとなっていました。今後、多様な協働を推進するにあたっては、事業内容に応じて実施形態を選択することで対応したいと考えています。

ご意見にあります「善意の持ち出し」を含めて、相互理解は重要であると認識しており、協働の原則のひとつに位置づけています。

市の財政状況を踏まえて財政健全化緊急対策を実施し、様々な事業を見直しています。一方で令和3年度からの茅ヶ崎市総合計画では、市民活動や協働がまちづくりにおける重要な要素として位置づけられています。厳しい状況ではありますが、様々な工夫や検討を進めることで、多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと連携・協力するまちづくりを引き続き推進したいと考えております。

【意見2】

＜事業内容・成果に関する報告義務の提案＞

協働事業のパートナー（特に市民及び市民活動団体）に対し、協働活動内容・成果の報告の義務化及び報告形式の例示を提案します。特に、協働実施形態の中には行政の関りが小さいものもあり、そのような形態の活動を公正・適正に評価するためにも活動内容・成果の報告を求めることが必要と考えます。同時に報告内容（項目）を例示することにより適正評価の一助とすることが可能となると思われます。

＜表彰制度の提案＞

上記活動内容・成果の評価に基づき顕著な成果のあった事業に対し表彰する制度を設けることを提案します。これにより更なるモチベーションアップとともに、新規参入の意欲をもたらし協働事業活動の拡大にもつながることが期待されます。

■市の考え方

協働においても、実施形態に合わせて報告や評価を行っております。特にこれまでの協働推進事業においては、市民活動団体と市で事業報告を行うとともに、市民活動推進委員会が評価を行っていました。

なお、協働ならではの評価の視点としては「目的の共有」や「役割分担」などがあり、

「協働のガイドライン」にも例示したいと考えております。

表彰制度につきましては、協働を推進する具体的な施策と併せて検討していきます。

【意見 3】

1 ページで「協働の意義」について触れられていますが、ここにあるのは市が協働を行う目的、もしくは市が行う協働というニュアンスになるのではないのでしょうか？上段の「1. 協働の定義」では、協働を、複数の主体に共通する目的のための手法と位置付けています。

であれば、「協働の意義」についても公共サービスに限定せず記載をするべきだと思います。

しかし、本資料はあくまで市が関係する協働に関するものに限定して記述をしてあるならば、その旨を記載することで足りるかと考えます。

2 ページで協働の領域について記載がありますが、「行政とは異なる価値観」という記述を「行政とは異なる特性・特徴」にしたほうがいいのではないのでしょうか？価値観が違うというのは必ずしもプラスに働く（両者の目指す方向が同じ）とは限りませんし、協働の定義で「共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割」とあるならば、行政と違う役割（特性・特徴）を生かせる領域を協働の領域とすべきだと考えます。

5 ページから「協働の進め方」について記載がありますが、「3. 協働の実施」について、事前だけでなく、実施中の連絡体制の構築に関する記述が必要であると考えます。事前の協議や合意形成で事業を進めるのであれば

それはただの委託事業ではないのでしょうか？協働が市と市民活動団体等との特性を生かして事業を行うのであれば、事業を実施する中で発生した課題等についてお互いになにができるのかを十分に話し合い、必要に応じて役割の見直し等を行うことが重要だと思います。

■市の考え方

「協働の意義」につきましては、ご意見の通り、市が関係する協働に関するものに限定して記述しているものです。今後は資料の対象を明確するなど、わかりやすい周知に務めます。

「行政とは異なる価値観」の記述につきましては、同文前半の「市民活動団体等ならではの特性」を言い換えているものです。ご意見を踏まえて文書内容を整理します。

実施中の連絡体制も重要であると考えております。実際の連絡体制については、事業内容や実施形態によっても異なることが考えられますが、「(1)協働で事業を実施する際の留意点」内に「事業実施中においても定期的に両方で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるよう努める。」と記載しております。

(2)「市が協働を推進するための取組」に関するご意見

【意見 4】

市 各課・調整会議について

市の中の役割分担、各課の割り振りは、市民活動の側からは理解しにくいものです。目的を共有し進める上では、市は意識的に、各課の割り振りにかかわりなく、積極的に連携して動くことを明記してはどうでしょうか。「検討や課題の整理」は、明記されていますが、それは、各課が独立して動いていることの調整であって、市民活動の側は、各課単位の進め方に時間を取られ、待たされることが多くあります。改善が必要です。

市では、有料化が進んだり、減免が無くなる。補助金のカット、委託事業の中止、基金の積立ストップなどが進められています。

協働を進めるためには、市民活動を育てる必要があります。協働だけを期待しても、その相手先が育つことや、活動が続けられなければ、成立しません。そもそも財政的には厳しい市民活動に対して、市は負担増になる施策を現在進めていることは、協働を考える上で、合わせて考える必要があります。

■市の考え方

市民活動の側から、市内部の動きが分かりにくいことは課題であると認識しています。今後、協働を推進する具体的な施策の検討においては、「交流の場づくり」や「コーディネート」などがキーワードなと考えており、市や市民活動サポートセンターの役割を整理していきます。

市の財政状況を踏まえて財政健全化緊急対策を実施し、様々な事業を見直しています。一方で令和3年度からの茅ヶ崎市総合計画では、市民活動や協働がまちづくりにおける重要な要素として位置づけられています。厳しい状況ではありますが、様々な工夫や検討を進めることで、多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと連携・協力するまちづくりを引き続き推進したいと考えております。

【意見 5】

◎人口減少・少子高齢化等々の中50・80問題・ヤングケアラー（子供のお手伝い）等々ある中協働に市はどのようにかわるか 非常にニーズ（need）必要と思う中で記した。

①当 意見募集「“協働”の考え方・進め方」は、「当市の他の意見募集（パブコメ含む）（アンケート含む）と同様、もしくはそれ以上に啓発（PR）（情報提供）が

少ない（不足）と思う。

②これでは意見募集の意味がないように思える。これでは、市の御都合によるただ単なる便宜を図っているようにしか思えない。でも応募者が多ければ多少考えも変わるかもしれないが。応募者数も当然発表すると思うが発表をして下さい。

③またパブコメ（意見募集）（すべての）と同様にも思うがその違いが分かりません。説明不足と思う。

④市民活動推進条例の全文記載・資料提供他もっと説明等（市民参加）があってもよいと思う。

⑤今 行なっている、パブコメ（意見の募集）「仮称）外郭団体の見直し基本方針（改訂版）（素案）」について共通点が多くあると思う その違いも説明して欲しいです。

⑥「意見提出者へは直接回答はしません…」と小さく書れていますが 欄外に小さく住所氏名TEL記入します 何等かの情提提供か回答お願いします

⑦…推進条例第2条「協働とは…市民及び事業者…」とあります。個人情報等もあると思うがもう少し具体的課題・問題、そして団体名も記して説明があればと思う。

⑧今、実施さしている「…外郭団体の見直…」のパブコメ記入されているものもあると思うのでそれ以上の説明が欲しい

⑨市民及び事業者とありますが 共催・後援…等で、当市でも他市でも問題になっていることがあると思う。そのことと関係ないのですか

⑩自治会・民生委員等々（青指含む）市の直営と思うが、まちぢから（市の直営か任意団体なか）（自治会と重複）（市に金がないなら廃止したら）（市民の自治権の損害にならないか）（クレームを言っている人もいる）

⑪ゴミ置場も「協働」で行なれていなと思われるところもあると思える。この他このような例をあげたらきりがないのでこれだけ記しておく。

⑫今思いつくままに（1）「茅ヶ崎と郷土会」（2）（2）地域のお茶間研究会さろんどて（3）傾聴ボランティア茅ヶ崎」（4）各自治会（5）まちじから協ギ会（6）フォーラムちがさき（7）ふらっと南湖（8）公益法人茅ヶ崎シルバー人材センター（9）全日本年金者組合茅ヶ崎支部（10）市内各労働組合（11）市職員組合（あるのですか）（12）沈黙しない茅ヶ崎市民ネットワーク（市と意見相違がある時ありとも聞く）（13）市民まなび講師登録者

具体的も協働について説明欲しい

⑨でニュース等で問題になっているのを聞くので 書きれないが⑫で記した。どうなっているのか

■市の考え方

50・80問題をはじめとする社会課題につきましては協働の対象になると考えられますが、実際の協力のあり方については市民活動団体等の担当課で調整しながら決定することになります。

今回の意見募集はパブリックコメントではありませんが、茅ヶ崎市での“協働”でのまちづくりをより一層推進するために皆様のお考えをお聞かせいただき、今後の参考

にさせていただくものです。

現在、市のホームページでは協働や市民活動を関連項目として掲載しており、その中で市民活動推進条例も取り扱っております。今後も協働を推進する中で、よりわかりやすい情報提供に努めていきます。